

ふくつミニバス見直し検討のガイドライン（案）

ガイドラインの目的

本ガイドラインは福津市地域公共交通網形成計画に基づき運行している福津市コミュニティバス「ふくつミニバス」（以下、ミニバス）の運行路線の変更およびダイヤ改正に関して、見直し検討を実施する際の基準を設けることにより見直しの要件の地域差をなくし、かつ迅速な手続きを可能にすることを目的とする。

ガイドラインの基準

ミニバス運行路線の見直しおよびダイヤ改正に関して、福津市地域公共交通計画（福津市地域公共交通網形成計画）に定める見直しを検討する場合は、以下のとおりとする。

1. 路線全体に及ぶ大幅な見直しについては、地域のニーズの把握や利用者の混乱を防ぐためにも、6年以上の運行期間を設けるものとする。
2. 一部区間の変更については、路線毎の利用率や収支率など、運行実績を基に変更を行うため、3年以上の運行期間を設けるものとする。
3. バス停留所の変更や上記に満たない路線の小変更については、地域の意見を反映させるためにも、郷づくり単位での意見書・要望書の提出を基に変更を行うものとし、1年以上の運行期間を設けるものとする。
4. 市内運行路線（別表1）の廃線や市内タクシー事業者（別表2）の撤退などに対する緊急的な対応については、必要な運行期間を設けないものとする。

ガイドラインの基準表

変更区分	運行路線	ダイヤ
路線全体	6年以上	6年以上
一部区間	3年以上	3年以上
バス停留所や小変更	1年以上	1年以上
緊急対応	随時対応	随時対応

※前回改正時からの運行経過年数

協議会の承認

本ガイドラインは、福津市地域交通体系協議会の承認のもと作成したものであり、運行路線の見直しおよびダイヤの改正を実施する場合は、同協議会において協議および承認を得るものとする。

適用除外

道路運送法およびその他法令に改正等があった場合は、直ちに変更するものとする。

その他

新たな交通体系の形成については、福津市地域公共交通計画（福津市地域公共交通網形成計画）において定めるものとする。

（別表1）市内運行路線一覧

運行主体	路線名
西鉄バス宗像 株式会社	1-1,1-2,26,26A,赤間急行
JR九州バス 株式会社	イオン循環線
宮若市	福間線

（別表2）市内タクシー事業者一覧

タクシー事業者
宗像平和タクシー 株式会社
福栄タクシー 有限会社